

# 平成26年度から 個人市・県民税の均等割 が引き上げになります

東日本大震災を受け、全国の地方公共団体で行われる緊急防災・減災事業について、その財源を確保するため、地方税の臨時特例法により個人市民税及び県民税の均等割の標準税率が引き上げとなりました。

このことを受け、新潟市及び新潟県においても防災・減災施策に必要な財源を確保する必要があることから、平成26年度から個人市民税及び県民税の均等割が引き上げになります。

## 均等割の税率

|         | 引き上げ前（年額） | 引き上げ額（年額） | 引き上げ後（年額） |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 個人市民税   | 3,000円    | 500円      | 3,500円    |
| 個人県民税   | 1,000円    | 500円      | 1,500円    |
| 個人市・県民税 | 4,000円    | 1,000円    | 5,000円    |

※個人市・県民税が非課税の方は、引き上げによる影響はありません。

## 適用期間について

**平成26年度から令和5年度までの10年間**

## 使途について

新潟市では、市民税均等割の引き上げによる増収分について、公共施設の耐震化などの「安心安全の土台を強化」するための事業に活用させていただきます。

# 個人市・県民税の均等割とは

個人市・県民税には、市民の皆さんが居住している地域の費用を広く分担しあうという性格があり、所得割と均等割からなります。

所得割は所得に応じて負担していただきますが、均等割は一定の額以上の所得の方に一律に課されるものです。

## ◆均等割のかからない人

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けている人
- (2) 障がい者・未成年・寡婦（夫）で前年の合計所得金額が 125 万円以下の人  
（給与所得者の場合、年収 204 万 4,000 円未満、公的年金等の収入額では、65 歳未満の場合は 216 万 6,667 円以下、65 歳以上の場合は 245 万円以下）
- (3) 前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人

**（平成 25 年度の場合です。平成 26 年度以降変更される場合があります。）**

31 万 5,000 円×（本人+控除対象配偶者+扶養親族の数）+18 万 9,000 円

（18 万 9,000 円の加算は、控除対象配偶者又は扶養親族のいる人だけです。）

## 【お問い合わせ先】

新潟市役所 市民税課

電話 025-226-2245, 025-226-2253